

## マイカ調査簡易帳票（RMI がリリースした MRT ver1.0）について

2020 年 12 月 7 日

（一社）電子情報技術産業協会 責任ある鉱物調達検討会

先日 RMI（Responsible Minerals Initiative）よりマイカ調査簡易帳票がリリースされました。

【マイカ調査簡易帳票 ダウンロードサイト】

[http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/RMI\\_MRT\\_1.0.xlsx](http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/RMI_MRT_1.0.xlsx)

以下、RMI サイトの説明を一部邦訳したものをご参考までに付記します。

== =

・マイカ調査簡易帳票（MRT）とは何ですか？

→Mica Reporting Template（MRT）は、Responsible Business Alliance®（RBA）によって作成された無料の標準テンプレートです。MRT は、鉱物の原産国と利用されている加工業者に関するサプライチェーンを通じた情報交換を容易にします。そうすることで、「OECD 紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デiligence・ガイダンス」に従い、企業のデュー・デiligence が行われることをサポートします。また MRT は、加工業者の特定も支援します。

→MRT は、川下企業がサプライチェーンに関する情報を収集し、開示するために設計されました。

RMI メンバーは、このツールを共同で開発し、効率を高め、サプライチェーンの調査プロセスを簡素化しました。

下流の企業には、エンドユーザーから加工業者を含まない川下企業までの企業が含まれます。

貴社が加工業者である場合は、プロセッサリストタブに貴社名を記入することをお勧めします。

なお、MRT はマイカのサプライチェーンに限定されています。

・MRT が CMRT や CRT と異なるのはなぜですか？

→CMRT と CRT は IPC-1755 規格に準拠していますが、現在、同規格にはマイカやマイカのサプライチェーンに関連する質問は含まれていません。

CMRT は、部分的には、ドッド・フランク法第 1502 条に準拠するために必要なデータの交換を容易にすることを目的としています。また、現時点では、マイカに関する規制順守要件はありません。

・完成した MRT はどこに提出すればよいですか？ また RMI がこの帳票を回収しますか？

→RMI は MRT を回収しません。MRT は、顧客に提供する必要があります。またグッド・プラクティスとして、個社の Web サイトに掲載することもできます。

・追加のデュー・デiligence情報はどこにありますか？

→Responsible Mica Initiative と RMI は、マイカ加工業者向けの責任ある調達、環境、健康、安全のデュー・デiligence基準を共同で開発しました。現在、2020 年 12 月 23 日までパブリックコメントを受け付けています。基準を確認してコメントを送信するには、RMI の Web サイトへアクセスしてください。基準の最終決定に続いて、マイカ加工業者のパイロット評価プログラムが開始されます。プログラムの詳細については、RMI の Web ページに利用可能になり次第、掲載されます。

===

上記のように、現状のテンプレートはあくまでもプロセッサの洗い出しをすることを目的とするようで、回答各社に関する Declaration の質問はありません。

顧客から調査依頼があった際は、顧客との関係性をふまえて、サプライヤーへの調査および顧客への回答につき、ご判断ください。

以上